

未払い賃金等請求第二弾！

SEKでも実施!!

2023年6月27日、SEK大阪支社長に未払い賃金等請求書を郵送しました。

J R東海大阪台車検査車両所と同様（詳細は『CHANGE』No.63・64をご参照願います）に総合事務所棟の二階にあるSEKの更衣室で作業服に着替えて、保護具等を着用して台車交換のある日は台検庫の西端にある始業点呼場まで徒歩で移動し、台車交換が無い日はバス庫の近くにあるSEK総合作業場で始業点呼を行っているため、点呼前に作業開始に必要となる更衣や徒歩時分は労働時間です。

【以下、未払い請求書】

2023年6月27日

新幹線エンジニアリング株式会社
大阪支社 支社長 山田 成紀 殿

新幹線エンジニアリング株式会社
大阪支社 機動職場
指導係 ○○ ○○

未払い賃金の請求について

私が所属する新幹線エンジニアリング株式会社大阪支社(以下「SEK」という。)機動職場では、朝の始業点呼場が機動職場の部品検修作業を行う場合の点呼場(通称「工場」と台車交換作業を行う現場の近くに設けている点呼場の二箇所あります。したがって、鳥飼基地総合事務所棟2階のSEKの更衣室で作業服への着替えと安全帽子(ヘルメット)、保護メガネ、安全靴を着用して、作業によって変わる二箇所の点呼場への徒歩移動が発生します。

よって、更衣等に要する時間が朝と夕方合計10分、点呼場への徒歩による移動時間が工場への場合3分、台交作業の場合10分が労働時間として必要となります。

以上のことから、私は先ず2023年3月の勤務日のうち台交作業日8日間×20分、工場作業日11日間×13分、合計303分の時間外労働が発生しています。したがって、時間外労働303分に対する未払いの割増賃金8,181円を請求しますので、本書面到達後14日以内に下記の口座へ振込にて支払ってください。

尚、上記期間内に支払われない場合は、貴社を管轄する労働基準監督署への申し出等の措置を講ずる所存ですので、ご了承下さい。